

こ 成 保 第 50 号
令 和 5 年 5 月 25 日
こ 成 保 第 78 号
令 和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁成育局長

保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業
の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、平成29年4月28日雇児発0428第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」は、令和5年3月31日限りで廃止する。ただし、令和4年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

記

第1 事業の種類

- 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- 3 認可外保育施設改修費等支援事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱（別添１）
- 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱（別添２）
- 3 認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱（別添３）

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育所等」という。）が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2 実施主体

（1）保育所等の質の確保・向上のための研修事業

実施主体は、都道府県を原則とする。

ただし、都道府県での実施が困難等の場合、実施主体を市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすることができる。この場合であっても、都道府県はできる限り、市町村と連携及び支援を行い実施するものとする。

なお、上記における連携及び支援が困難な場合、市町村が単独で実施することも差し支えない。

また、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。

（2）保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業

① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）を原則とする。ただし、地域の実情を踏まえ、市町村が実施することも可能とする。

② 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（うち子どもの預かりを行う事業）を対象とする場合

実施主体は、市町村を原則とする。ただし、地域の実情を踏まえ、都道府県が実施することも可能とする。

なお、実施主体が市町村の場合の実施方法については、都道府県が市町村と連携及び支援を行い実施又は市町村が単独で実施のいずれの方法であっても可能とする。

また、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

(1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業

保育所等の質の確保・向上のため、保育所等の職員等を対象として、保育所等が遵守・留意すべき基準、保育中の事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施する。

また、保育所等の職員等を対象とする研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

(2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業

保育所等の質の確保・向上のため、巡回支援指導員を配置する。

巡回支援指導員は保育所等を巡回し、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準の遵守状況、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）や事故防止の取組、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行う。

また、これらの実施のために必要な費用の一部を補助する。

4 実施要件等

(1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業

① 対象者

ア 保育所等に勤務する保育士又は保育教諭

イ 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員

ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

エ 巡回支援指導員（今後、巡回支援指導員となる者も含む。） 等

② 実施内容

以下の法令・通知の解説等、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準、保育所等における事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に必要な知識・技術の修得、資質の確保に資する内容とする。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

ウ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）

エ 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 22 日こ成安第 36 号・5 教参学第 39 号こども家庭庁成育局安全対策課長・こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長・こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知）

オ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)

カ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和6年3月22日こ成安第37号・5教参学第40号こども家庭庁成育局安全対策課長・こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長・こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知)

キ 「保育所等における園外活動時の留意事項について」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・保育課事務連絡)

③ 実施方法

ア 研修日程等

研修の開催日、時間帯、時間数等については、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

イ 講師

講師については、経歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

ウ 定員

研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

④ 修了証書の交付、研修修了者名簿の作成・管理

ア 修了証書の交付

研修の全科目を修了した者(以下「研修修了者」という。)に対して、修了証書を交付すること。修了証書については、当該研修名、修了証書番号、研修修了者の氏名、研修修了者の生年月日、修了年月日、都道府県等又は都道府県等の長等を明示すること。

イ 研修修了者名簿の作成・管理

研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿(以下「研修修了者名簿」という。)を作成すること。研修修了者名簿については、都道府県等が、個人情報として十分な注意を払った上で、その責任において一元的に管理すること。

⑤ 研修参加費用

研修参加費用のうち、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担すること。

(2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業

① 巡回支援指導員の配置

都道府県等は、保育所等に対し巡回支援指導を行うための「巡回支援指導員」を配置する。

② 巡回支援指導員の業務

巡回支援指導員は、都道府県等の管内の保育所等への巡回支援指導を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

- ア 保育所等が遵守・留意すべき基準の遵守状況に関する助言又は指導
- イ 保育所等に対する指導監査や立入調査（以下「指導監査等」という。）の実施、指導監査等を行うに当たっての事前準備に係る補助のほか、指導監査等実施後の保育所等への事後的支援の実施
- ウ 保育所等の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導
- エ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導
- オ 保育所等の園外活動等における安全対策の实地指導
- カ その他、保育所等における質の確保・向上に資する助言又は指導

③ 巡回支援指導員の要件

巡回支援指導員は、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者であること。

- ア ②に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者（例：保育所長経験者、保育士資格を持ち十分な経験を有する者、看護師、栄養士等）
- イ 本事業の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施することができる者

なお、巡回支援指導員については、適切な助言、指導を実施する観点から、「保育所等の質の確保・向上のための研修事業」など保育の質の確保・向上に資する研修を積極的に受講すること。

④ 留意事項

本事業は、巡回支援指導により保育所等に対し助言、指導を行い、保育所等の質の確保・向上を目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- ア 保育所等の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し、効果的な巡回支援指導を行うこと。
- イ 巡回支援指導員は、巡回支援指導を行った保育所等について、相談内容等を記録、管理し、継続的な支援に努めること。
- ウ 都道府県等は、保育所等が守るべき各種基準や事故防止に関するガイドライン等の内容を踏まえたチェックリストを作成し、巡回支援指導員に配布するなど、適切な助言、指導が行われるための必要な措置を講じること。
- エ 巡回支援指導員に指導監査等を行わせる場合には、当該巡回支援指導員は公務員の身分を有する形で配置するとともに、指導監査等の対象となる施設の状況等に鑑み、必要に応じて、他の職員と共に指導監査等に当たるなど、指導監査等が適切に実施されるよう検討すること。
- オ 都道府県等は、巡回支援指導員と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

カ 都道府県等は、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図り、児童福祉法第 59 条に基づく認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげること。

キ 巡回支援指導の結果の公表については、必要に応じて検討すること。

5 委託事業者への委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、経歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域の NPO 法人や子育て支援団体等、保育所等の質の確保・向上のための研修、助言又は指導に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。
- (6) 委託事業者に指導監査等の全部を行わせることはできないこと。

なお、都道府県等の職員が行う指導監査等について、その一部を委託事業者に行わせることは可能である。

6 留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 都道府県等及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
- (3) 都道府県等及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
- (4) 都道府県等は、本事業の実施に際し、都道府県等発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極的に周知を図ること。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 2

認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱

1 事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員とする。（ただし、地方公共団体が運営する認可外保育施設および企業主導型保育事業については除く。）

4 実施要件

- （1）感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
- （2）感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 事業の実施手続

- （1）市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
- （2）この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市町村(特別区を含む。)(以下「都道府県等」という。)又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 改修費等支援

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に定める基準のうち、設備に関する基準を満たしていない認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準又は指導監督基準に定める基準のうち、設備に関する基準を満たすために必要な経費(改修費等、賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

※ 賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。

(2) 移転費等支援

立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では指導監督基準に定める設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等に必要な経費(移転費、仮設設置費)の一部を補助する事業。

4 対象事業者

対象事業者は、以下の＜要件 1＞又は＜要件 2＞のいずれかを満たすものとする。

＜要件 1＞

- (1) 保育所等への移行を希望している施設であること。

本事業の実施により保育所等に係る設備に関する基準を満たした後、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（令和 5 年 9 月 19 日こ成保第 111 号こども家庭庁成育局長）の別添 1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に定める事業等による支援等により、保育所等への移行を図ること。

- (2) 保育所等への移行に向けた計画を策定すること。

5 年間を上限に保育所等へ移行する計画を策定すること。

- (3) 指導監督基準のうち、保育に従事する者の数及び資格に関する基準を満たしていること。

- (4) 指導監督基準のうち、設備に関する基準を満たしていないこと。

- (5) 移行を目指す施設類型に応じて、以下の要件を満たしていること。

- ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に児童福祉施設設備運営基準第 32 条を満たす見込みがあること。

- ② 小規模保育事業 A 型への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条を満たす見込みがあること。

- ③ 小規模保育事業 B 型への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条を満たす見込みがあること。

- ④ 小規模保育事業 C 型への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条を満たす見込みがあること。

- ⑤ 保育所型事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。）への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 43 条を満たす見込みがあること。

- ⑥ 小規模型事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。）への移行を目指す場合

施設の設備について、4（2）で策定した計画期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 48 条により準用する同基準第 28 条を満たす見込みがあること。

＜要件 2＞

施設の所在する都道府県と市区町村との連名により、以下（i）～（iii）の内容を記載した「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成し、（iv）に定める期日までに指導監督基準への適合を目指す施設であること。

（i）待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

（ii）都道府県又は市区町村において、（i）のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、（i）の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。

（iii）都道府県及び市区町村の連携により、当該施設が指導監督基準を満たすため、職員又は巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用などを通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

（iv）遅くとも令和 12 年 3 月末までに、指導監督基準への適合を目指すものであること。

5 対象事業の制限

（1）次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合

② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

（2）本事業による賃借料の補助は、1 の施設・事業所につき 1 回限りとする。

6 留意事項

（1）4（2）で策定した計画期間内に指導監督基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。

（2）移転費等支援について、移転先については、以下の基準を満たしている又は満たすことが可能な場所であること。

① 4 の＜要件 1＞の場合

児童福祉施設設備運営基準第 32 条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準のうち、移行を目指す施設類型に応じたもの

② 4 の＜要件 2＞の場合

指導監督基準

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。